

令和6年7月10日制定
令和6年8月19日改正

医療安全の更なる向上を目指す検討会 設置要綱

～ 医療事故調査制度運用の検証と今後の取り組みに向けて ～

一般社団法人 日本医療安全調査機構

1 趣旨

日本医療安全調査機構は、医療事故調査制度が施行された平成27年10月以降、厚生労働大臣から医療事故調査・支援センターの指定を受けて、医療事故の調査等の業務に関する事業を実施してきた。制度施行10年の節目となる来年10月に向けて、本機構理事会のもとに医療安全の更なる向上を目指す検討会を設置し、制度運用の検証、当機構の組織及び支援の在り方等について検討する。

2 検討事項

- (1) 医療事故調査・支援センターに係る事業の現状分析と課題整理
- (2) 課題に対する具体策の検討
- (3) その他

3 構成員

別紙のとおりとする

4 会議の運営

- (1) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 会議は非公開とし、議事概要、報告書を公開する。
- (4) 検討会の庶務は、日本医療安全調査機構総務部において処理する。
- (5) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、座長が定める。